

信用金庫の新しいビジネスモデル策定（24）

－ 相続預金対策の実施動向 －

ポイント

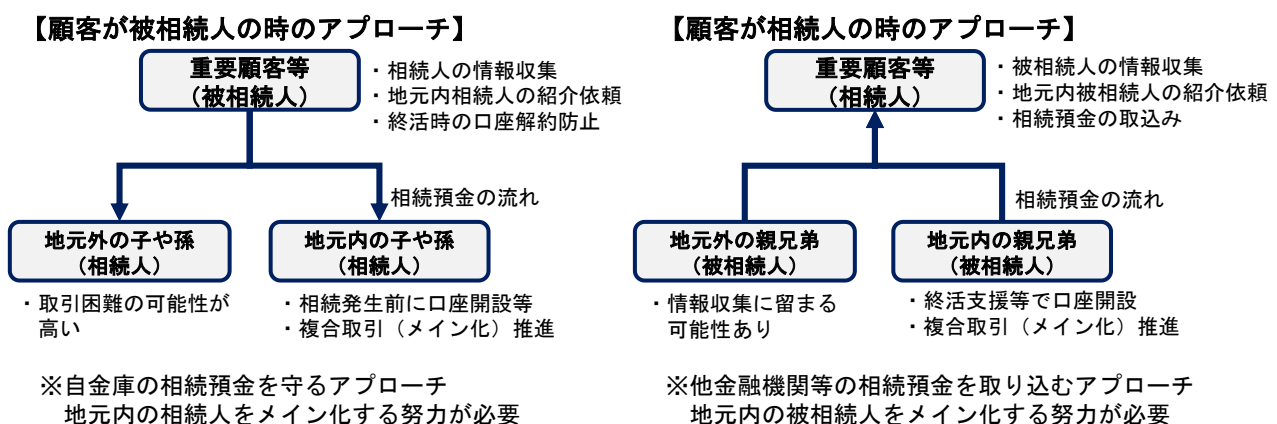
- 近年、信用金庫の預金残高が伸び悩んでいる要因の一つに相続預金の流出があり、一部で金庫経営に影響を及ぼすようになってきた。
- 相続預金獲得の代表例として金利上乘せの相続定期預金が挙げられるが、地元に住居しない相続人への防止効果は限定的とされる。
- 取組時の検討課題は、顧客の親族との接点確保、顧客本人の終活支援の強化などがあり、『実際の相続発生前に決着がついてしまう。』との意見も聞かれた。
- 研修受講金庫の取組事例を挙げると、顧客とその子・孫といった3世代をターゲットとするキッズ向けイベントを開催する信用金庫があった。

（注）本稿は、当研究所主催「経営戦略プランニング研修（2023年度）」の講義および意見交換時の内容を中心に作成している。

1. 相続預金対策の実施

信用金庫は営業地区が限定されるため、地元外に住居する子や孫（相続人）が顧客（被相続人）の預金を相続すると、信用金庫との取引継続または新規取引を行いにくいとされる。結果的に数百万円を超える相続預金が一度に他金融機関に移動してしまうケースが散見され、これが金庫経営にとって忌々しき問題となっている。こうしたなか相続預金の流出防止策を模索する信用金庫は多く、金利上乘せの相続定期預金などが提供されてきた。しかしながら地元外に住居する相続人の流出防止効果は限定的であり、また相続発生後に相続人へアプローチするのでは『遅い。』との指摘も聞かれる。

（図表1）相続預金の獲得策（分類）



（備考）図表1・2ともに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

2. 主な相続預金の獲得策（図表1）

相続預金の獲得策には、①顧客が被相続人の時のアプローチに加え、②顧客が相続人の時のアプローチも含まれる。①の場合は、相続発生前に地元内の相続人に口座開設を勧め、メイン化していく施策である。一方②の場合は、他金融機関などにある相続預金を自金庫が取り込む施策と位置付けられる。

3. 取組時の留意点

取組時の検討課題は、顧客の親族との接点確保があり、日常業務のなかで想定される相続人（または被相続人・以下同じ）の情報を得ておくことである。相続人が地元内に居住するなら、事前に口座開設を勧め、相続発生時の受け皿口座にしてもらう必要がある。言い方を変えれば、地元外に居住する相続人へのアプローチは、取引深耕の可能性を含めてケースバイケースの対応となり、相当難しいと考えられる。

4. 研修受講金庫の取組事例

当研修の意見交換時に聴取した研修受講金庫の主なコメントは図表2のとおりである¹。

（図表2）相続預金の流出防止に関する主なコメント

- 当金庫は金利上乘せの相続定期預金を取り扱う。実際問題、地元外の相続人の反応はイマイチだが、少しでも預金が残ってくれば良いという程度の考えである。
- 当金庫は、他金融機関分を含め相続手続き完了後1年以内の相続預金を受け入れる金利上乘せ相続定期預金を発売した。ただし地域は地元限定する。
- 当金庫は相続手続きを本部集中しているが、本部の担当者も機械的に手続きをするのではなく、相続定期預金を案内するなど最低限のセールスを行う。
- 当金庫のテラーは優秀なので、相続手続きで来店した相続人に対するセールスが上手である。そのため集中化ではなく店頭での手続き対応を重視している。
- 大口預金先などを対象に子や孫を紹介してもらう取組みを開始した。特に地元に住む子や孫に対し口座開設をお願いし、相続発生時の受け皿口座に活用してもらう考え。
- 当金庫は昔から取引のある資産家や事業者に対し家族ぐるみの取引を推進していた。相続人の預金口座がないなかで、相続手続きに来店した顧客にセールスするのは困難である。
- 当金庫は顧客の子と孫を対象とした3世代対象型のキッズイベントを開始した。顧客（祖父母）には「ぜひイベントにはお孫さんと一緒にいらして下さい」と伝え、イベント当日は子や孫の口座を開設して頂く。
- 高齢の顧客は終活の一環で複数の預金口座を整理する傾向がある。当金庫の預金口座が解約対象にならないよう、終活セミナーなどを強化し預金口座の維持に取り組んでいる。

本レポートは発表時点における情報提供を目的としており、文章中の意見に関する部分は執筆者個人の見解となります。したがって、投資・施策実施等についてはご自身の判断をお願いします。また、レポート掲載資料は信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

¹ 当該コメントは研修受講者の個人的な意見・感想を含むものであり、研修受講金庫の正式なコメントではない。そのため事例の記載にあたっては信用金庫名が特定できないように修正してある（信用金庫名の実施や関連資料の提供依頼にはお応えしていません）。